

定額給付金の申請手続き

市は、景気が後退する中で、市民の生活支援と経済対策を目的として定額給付金を支給します。定額給付金の金額や申請方法は次のとおりですので、忘れずに手続きをしてください。なお、定額給付金の手続きを装った「振り込め詐欺」が多発しています。「自分には関係ない」と思わず注意事項をよく読んでおきましょう。

定額給付金 対象者と受給者

定額給付金は、2月1日現在で市の住民基本台帳に記録されている人（住民票がある人）全員と、市の外国人登録原票に登録されている人のうち、特別永住者と在留資格を有して在留している人（短期滞在者は除く）が給付対象者です。

給付金は、住民基本台帳に記録されている人であれば「その世帯の世帯主」が代表して、特別永住者と在留資格を有して在留している人は「本人」が申請手続きをし、受け取ります。

給付対象者	受給者（申請する人）
2月1日現在、市の住民基本台帳に記録されている人（全員）	その世帯の世帯主
2月1日現在、市の外国人登録原票に登録されている人のうち、特別永住者と在留資格を有して在留している人（短期滞在者は除く）	給付対象者本人

定額給付金 給付金の金額

定額給付金の金額は1人につき次のとおりです。この場合の年齢条件とは、65歳以上とは昭和19年2月2日以前に生まれた人、18歳以下とは平成2年2月2日以後に生まれた人をいいます。

〔65歳以上または18歳以下の人〕
1人につき20,000円
…1人につき120,000円

〔19歳から64歳までの人〕

定額給付金 給付方法と申請方法

〔給付方法〕
定額給付金の支給は、原則として口座振り込みにより行います。金融機関に口座がない、金

定額給付金支給例	
夫婦・親・子2人の場合	
世帯主（47歳）	12,000円
配偶者（45歳）	12,000円
母（72歳）	20,000円
子（20歳）	12,000円
子（15歳）	20,000円
世帯合計	76,000円

76,000円を世帯主が申請
↓
市から決定通知が届く
↓
指定の口座に振り込み

融機関が著しく遠いなどの理由により、振り込みによる受け取りが困難な場合に限り、市の窓口で現金支給します。

〔申請方法〕

3月23日に市から各世帯に申請書などを郵送しますので、次の書類を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて返送してください。申請受付期間は、3月25日から9月24日までです。

- ① 定額給付金交付申請書兼請求書（必要事項を記入し押印）
- ② 預金通帳などの写し（金融機関名、本・支店、種類、番号、名義人が分かる部分）

※②の提出は任意ですが、振り込みを間違いない行うため同封を勧めます。

〔問い合わせ〕 本庁政策企画課（内線4155・417）または各総合支所総務企画課

窓口で申請が必要です

子育て応援特別手当

子育て応援特別手当は、厳しい経済情勢において、幼児期（第2子以降）の子育て世帯の負担に対する配慮として、対象となる子どもと同居している世帯主に支給するものです。定額給付金とは、制度も仕組みも異なるため、手続きを行う際には注意してください。

〔対象となる子ども〕

平成14年4月2日から17年4月1日までに生まれた、第2子以降である子どもです。（第2子以降の判定は、18歳以下の子どもを年齢順に第1子、第2子と数えていきます。この場合、18歳以下の子どもとは、平成2年4月2日以降に生まれた人を含みます）

〔手当の額〕

対象となる子ども1人につき、36,000円を世帯主に支給します。

〔給付方法〕

給付方法は、原則として口座

振り込みになります。

〔申請手続き〕

住民基本台帳で対象となる子どもが確認できる世帯については、3月23日に世帯主あてに申請書などを郵送します。申請受付期間は、3月下旬から9月下旬までです。受付会場や時間については、通知文書で確認してください。

なお、第1子と第2子の属する世帯が別であっても、扶養している人が同じであるときは、世帯主からの申し出により申請できる場合もありますので、担当課へお問い合わせください。申請に必要なものは次のとおりです。

■身分証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険被保険者証など）

申請者本人の住所、氏名が記載されているものに限る）

■振込先の預金通帳、印鑑

〔問い合わせ〕 本庁子ども・家庭課（内線232・233）または各総合支所福祉担当課

あなたも狙われています 振り込め詐欺

定額給付金や子育て応援特別手当を装う悪質な手口に要注意！

これから定額給付金などが一斉に支給されることを利用し、市などの公的機関を装い、振り込め詐欺や個人情報を聞き出そうとするなどの犯罪の発生が予想されます。下記について普段からよく確認しておき、あわてずに対応しましょう。

- 1 定額給付金などの給付のために、手数料の支払いを求めることはありません。
- 2 市、県、総務省などがATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。
- 3 市、県、総務省などをかたって口座番号などを尋ねるなど不審な電話がかかってきた場合は、振り込め詐欺の疑いがありますので、一度電話を切って市役所（各総合支所）にかけ直すか、最寄りの警察署や駐在所に相談してください。

【問い合わせ】 奥州市役所（水沢総合支所）☎ 24-2111、江刺総合支所☎ 35-2111、前沢総合支所☎ 56-2111、胆沢総合支所☎ 46-2111、衣川総合支所☎ 52-3111

注意